入札説明書

令和6年度小型家電の引渡し

P. 1 ~ P. 6 本 文

P.7 ~ P.18 各種様式及び記載例

P.19 ~ P.26 契約書 (案)

札幌市環境局環境事業部総務課 (令和6年3月8日)

令和6年札幌市告示第1026号に基づく入札等については、札幌市 契約規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和6年3月8日(金)
- 2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市環境局環境事業部総務課庶務係 電 話 番 号 (011) 211-2906 ファックス番号 (011) 218-5108 メールアドレス kankyo-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

- 3 入札に付する事項
 - (1) 調達案件名 令和6年度小型家電の引渡し
 - (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。仕様書・図面等は環境局ホームページに掲載す る。また希望する者には、上記2の契約担当部にて交付する。
 - (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法

1 kg 当たりの<u>単価</u>で行い、入札額は小数点第2位までとする (※小数点第3位以下の記載がある入札書は無効として取り扱う)。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす る。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず 見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に 記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生 の日から3年を経過していない者(その者を代理人、支配人そ の他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、 同様とする。)
 - (7) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑に し、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をし た者

- (4) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連 合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行す ることを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた 者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない 者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人と して使用した者
- (2) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務) において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄 物処理業」に該当する者であること。
- (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた者で、北海道を収集区域とする者であること。
- (4) 引渡し場所として指定する処理施設が、札幌市内または札幌 市域から 10km 圏内に所在すること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者 (手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な 者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止 の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札説明書等に対する質問と回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合には、次に従い、書面(様式7:入札説明書10ページのとおり)により、提出すること。

ア 提出期間

告示日から令和6年3月14日(木)17時15分まで。

- イ 提出場所
 - 上記2の契約担当部
- ウ 提出方法

書面は持参か、送付又はファックスにより提出すること。 ただし、持参する場合は、上記アの土曜日、日曜日及び国民 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休 日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前8時45分から午 後5時15分まで。

(2) 回答について 原則として令和6年3月18日(月)17時までに、本市環境局 インターネットホームページに掲載する。なお、本件入札に直接 関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に 回答するとは限らない。

6 入札参加について

(1) 入札参加条件については、上記4により定めているが、参加を希望する場合は、4(3)及び(4)に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類を下記のとおり提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 4(3)について:認定証等の写し

イ 4(4)について:条件を満たしていることを確認できる書類 又は申出書(様式9:入札説明書12ページのとおり)。なお、 申出内容に虚偽が発覚した場合、委託者は契約を解除するこ とができるほか、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定 に基づく参加停止等の措置をとる場合がある。

(2) 提出期限

令和6年3月19日(火)15時00分

証明書類に入札参加資格送付書(様式8:入札説明書11ページのとおり)を添付し、上記2の契約担当部へ持参又は送付すること。(持参の場合も送付書は必須。送付の場合は必着のこと。) なお、送付書及び証明書類は書面(送付書においては押印した本書)で提出すること。

7 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記 2 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限

令和6年3月22日(金)10時00分

上記2の契約担当部へ持参又は送付すること(送付の場合は必着のこと)。

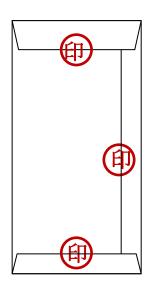
(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は共通一第7号様式(入札説明書7ページのとおり) にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、そ の封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和6 年3月22日13時20分開札[令和6年度小型家電の引渡し] の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限ま でに提出しなければならない。 図)入札書提出時の封筒について

表面



裏面



イ 郵便により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和6年3月22日13時20分開札〔令和6年度小型家電の引渡し〕 の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は 認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回 をすることができない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、 競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めら れるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

- (6) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人 の氏名を記入して押印すること。
 - イ 入札1回目から代理人が入札する場合は、<u>入札書の受領期限までに</u>代理委任状(様式2:入札説明書8ページのとおり)を提出すること。再度の入札において代理人が入札する場合は、再度の入札の際に代理委任状を提出すること。
 - ウ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の 入札者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 開札の日時及び場所 令和6年3月22日(金)13時20分 札幌市役所本庁舎12階 環境局会議室
- (8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、

入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に 入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(様式2:入札説明書8ページのとおり)を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が 特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を 退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札の うち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再 度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を 限度とする。
- カ 入札結果については、原則として令和6年3月29日(金) 17時までに、本市環境局インターネットホームページに掲載 することとし、開札に立ち会っていない者(落札者を除く。) への個別連絡は行わない。

8 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号のいず れかに該当する場合は、免除することがある。
- (3) 落札者の決定方法
 - ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格 の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を 落札者とする。
 - イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- (4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に 契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウーその他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書(共通-第14号様式:9ページのとおり)を提出するこ

ととする。

- (6) 契約書の作成
 - ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約 書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、 本契約は確定しないものとする。
- (7) 契約書(案) 入札説明書 19 ページのとおり
- (8) 書類の記載にあたっては、加熱等により記載した文字を消すことのできるボールペン (いわゆる「消せるボールペン」)及びインク浸透印 (いわゆる「シャチハタ」印)を使用しないこと。これらを使用した書類による入札は無効とする。

_	14	畫
人	不し	書

7.	14	<u> </u>	宏	1 kg 当たり	
人	札	金	額	金	円
調	達	件	名	令和6年度小型家	電の引渡し

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。 なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例 の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所入 札 者商号又は名称職 ・ 氏 名

印

入札代理人 氏 名

钔

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと(ただし、金額の訂正はできない。)。
 - 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委 任 状

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所委任者会社名氏名

印

調達件名 令和6年度小型家電の引渡し

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名

印

備考1 見積の場合は、"入札"とあるのを"見積"と書き換えること。

² 代理人(受任者)の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

³ 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所申出人商号又は名称職・氏名

私は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札(見積合せ)に参加のうえ、落札(決定)者となり、消費税及び地方 消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

質 問 書

(あて先) 札幌市長

住 所 商号又は名称 代表者氏名

担当者 電話番号

調達件名 令和6年度小型家電の引渡し

番号	質問事項
(例)	仕様書3ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

- ※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。
- ※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

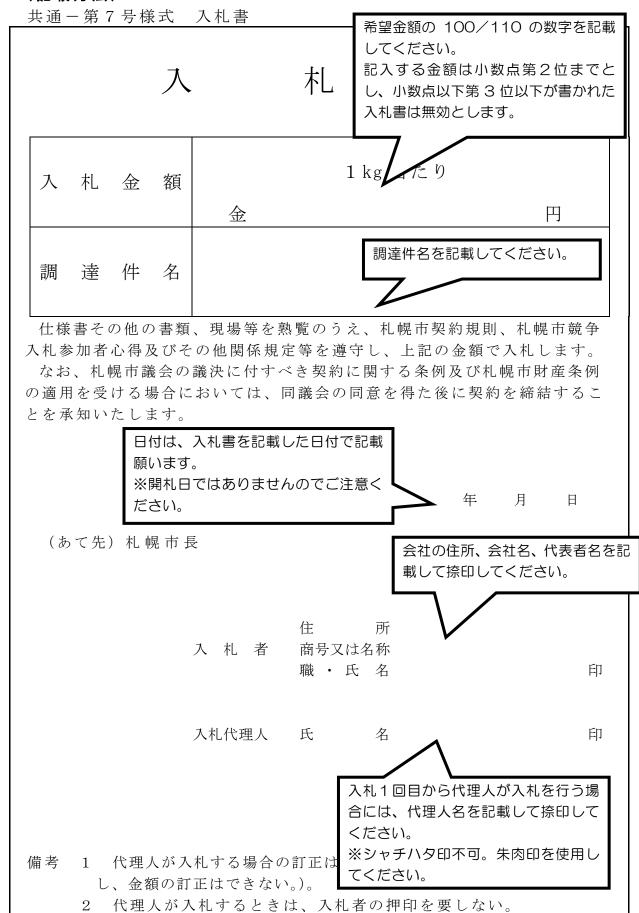
入札参加資格送付書

(あて先)札幌市長				年	月	日
	(めて元)作機用技	住 商号又は名 代表者氏名				印
		担当者 電話番号				
ので、	生 告示のあった下記の調達 別添のとおり入札参加資 3、送付書類の内容につい	格書類を送付	します。		·	
調達	件名 令和6年度小型	家電の引渡し				
(1)	提出書類(該当するもの	にチェックを	·記入してく	ださい	,)	
	過去の業務実績について	, , , ,)
	業務に必要な資格に関す	る証明(該当	資格免許証	、許可	証等の	写し)
	その他 (※具体的な書類	名を記入				
(2)	提出枚数					
	枚(本書を含まな	い。)				

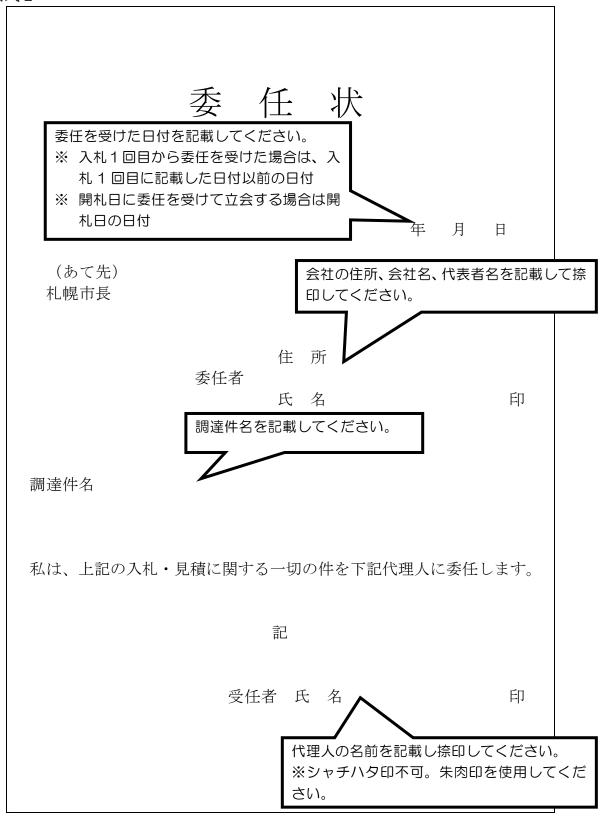
入札参加資格を	を満たす者で	あること	の申出	出書	
		令和	年	月	日
(あて先)札幌市長					
	ー 商号又は名	所 称 名			印
令和6年度小型家電の引 る処理施設の所在は以下の なお、この申出書の内容	つとおりであるこ	とを申し出る	ます。		
	記				
処理施設住所					

【備考】

申出内容に虚偽が発覚した場合、委託者は契約を解除することができるほか、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止等の措置をとる場合がある。

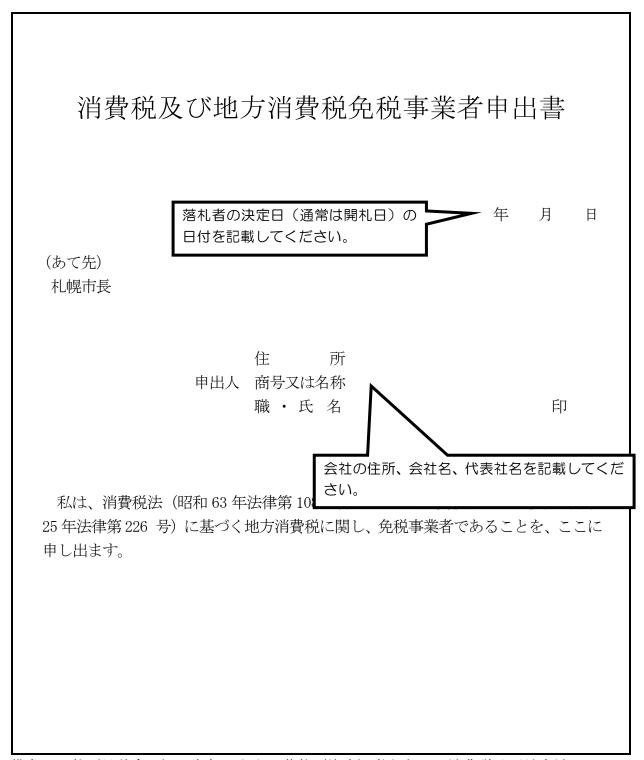


様式2



- 備考1 見積の場合は、"入札"とあるのを"見積"と書き換えること。
 - 2 代理人(受任者)の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
 - 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

共通-第14号様式



備考 入札(見積合せ)に参加のうえ、落札(決定)者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

様式7

質問書

(あて生) お根市長

会社の住所、会社名、代表社名、担当者名、電話番号を記載し、質問事項を記載のうえ、契約担当部局にファックスしてください。

住 所 商号又は名称 代表者氏名

担当者 電話番号

質問のある業務の名称を 記載してください。

調達件名

番号	質問事項
(例)	仕様書3ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

- ※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。
- ※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

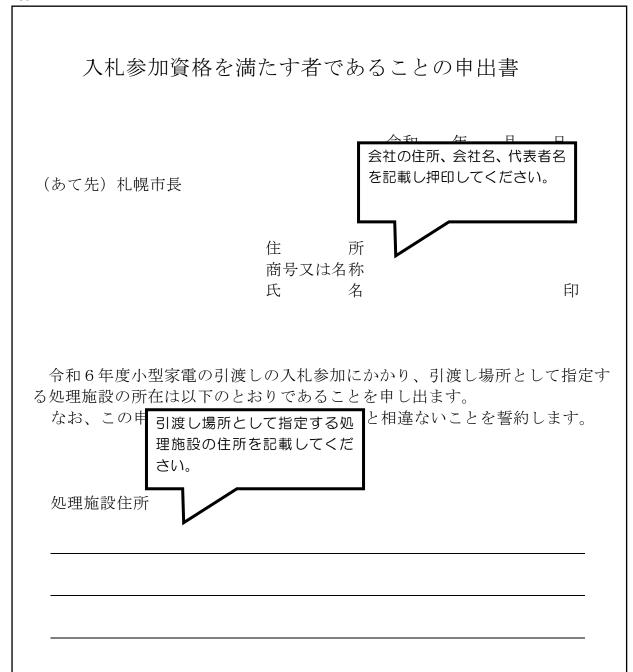
様式8

入札参加資格送付書

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名 対象業務の名称を記載し
てください。
(1)提出書類(該当するものにチェックを記入してください。)
□ 過去の業務実績についての証明(契約書、業務完了届等の写し)
□ 業務に必要な資格に関する証明(該当資格免許証、許可証等の写し)
□ その他 (※具体的な書類名を記入
提出書類の枚数を記載してください。
枚(本書を含まない。)



【備考】

申出内容に虚偽が発覚した場合、委託者は契約を解除することができるほか、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止等の措置をとる場合がある。

物品引渡し契約書

引渡し物品 小型家電

上記の物品の引渡しについて、札幌市(以下「発注者」という。)と、 (以下「受注者」という。)は、 次のとおり契約を締結する。

1 発注者が受注者に対して支払うべき引渡し代金 1 kg 当たり 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

2 履行期間令和6年4月 1日から令和7年3月31日まで

3 契約保証金 「免除」又は「金 円」

4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を 保有する。

年 月 日

発注者 札幌市

代表者 市長

受注者 住 所

商号又は名称

職・氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(設計図、見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。)の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、役務(この契約に基づき発注者から物品の引渡しを受ける役務をいう。以下同じ。)を、この契約の履行期間内において履行するものとし、発注者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語 とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知(第9条第2項を除く。)、請求、指示、催告、 表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 受注者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 (契約保証金)
- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 第5条 受注者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。 ただし、役務の一部であって、次の各号に該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 使用済小型化電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法 律第57号)第10条に規定する認定を受けた再資源化事業計画に基づく場 合。
 - (2) 役務の性質上特に発注者がやむを得ないと認める場合。
- 2 受注者は、前項第2号の規定により役務の一部を第三者に委託しようと するときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、前項の承諾にあたり、受注者に対して、受注者が第1項の規定 ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、 委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受注者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託し

た場合、発注者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

- 第6条 発注者は、適正な役務の遂行を図るため、受注者に対して常に状況 に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。
- 2 受注者は、前項の規定による発注者の監督を受け、発注者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(発注者または受注者に対する損害賠償)

- 第7条 受注者は、役務の遂行上において、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。
- 2 発注者は、役務の遂行上において、発注者の責めに帰すべき事由により 受注者に損害を与えた場合には、第14条の3の規定に基づき損害を賠償す る場合を除き、受注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しな ければならない。

(第三者に対する損害賠償)

- 第8条 受注者は、役務の遂行上において、受注者の責めに帰すべき事由に より第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければな らない。
- 2 発注者は、役務の遂行上において、発注者の責めに帰すべき事由により 第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならな い。

(検査等)

- 第9条 受注者は、各月の期間ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその 旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10日以内(以下「検査期間」という。)に受注者の立会のもとに役務内容の 検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受注者に通知するも のとする。
- 3 受注者は、完了検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

- 第10条 受注者は、完了検査に合格したときは、各月の期間ごとに、契約単価 に受注者の計量に基づく引渡物品重量を乗じて算出した契約金額 (1円未満切り捨て)の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30日以内(以下「約定期間」という。)に前項の契約金額を支払わなければ ならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 発注者は、受注者が発注者に損害を与えたときには、発注者と受注者と の協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。 (履行遅延の場合における違約金等)
- 第11条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、発注者は、違約金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了 検査(第9条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応 じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する 法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払 遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定 める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数 があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り 捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除く ものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その 分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなけ れば契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受注者は、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、発注者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。
- 5 発注者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

- 第12条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当した ときは、契約金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければなら ない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなか

- った場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定した とき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したと き。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(発注者による契約の解除等)

- 第13条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、発注者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約 の解除をすることができる。
 - (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契 約の目的を達することができないとき。
 - (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内 に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、 受注者が履行をしないでその期間を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市 契約規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 第4条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に

関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するな どしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若 しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当 に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 していると認められるとき。
- へ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
- チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが 判明したとき。
- (9) 入札参加資格の申出において、虚偽の報告を行ったと認められるとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 発注者は、第1項又は前項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受注者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、発注者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受注 者に損害が生ずることがあっても、発注者に対してその損害の賠償を求め ることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、発注者の 責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又第2項

の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者により契約が解除された場合等の賠償金)

- 第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額の100分の 10に相当する金額(発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を賠償金として請求することができる。
 - (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由 によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(発注者による契約解除に伴う措置)

- 第13条の3 受注者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等(使用部分済みを除く。以下同じ。)があるときは、遅滞なくこれらを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、 発注者が所有又は管理する履行場所(以下「履行場所」という。)に受注者 が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を 撤去(発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する 場所へ搬出。以下同じ。)するとともに、履行場所を原状に復して発注者へ 明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、発注者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する受注者が行う原状回復等の期限及び方法に

ついては、発注者が指示するものとする。

(受注者による契約の解除等)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者による契約の解除の制限)

- 第14条の2 前条に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることはできない。 (受注者の損害賠償請求等)
- 第14条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は 債務の履行が不能であるとき。

(協議による契約解除)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

(契約保証金の返還)

第16条 発注者は、受注者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に 合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

- 第18条 受注者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働 基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働 安全衛生法(昭和47年法律第57号) その他の労働及び社会保険に関する法 令を遵守するものとする。
- 2 受注者は、発注者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者 と受注者とが協議のうえ定めるものとする。